

令和5年

七ヶ浜町議会会議録

5月会議 5月12日 開会
 5月12日 散会

七ヶ浜町議会

令和 5 年 5 月 12 日（金曜日）

七ヶ浜町議会定例会 5 月会議会議録

（第 1 日目）

令和5年七ヶ浜町議会定例会5月会議会議録第1号

令和5年5月12日（金曜日）

出席議員（11名）

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
5番	熊谷明美君	6番	佐藤壮一君
7番	安倍敏彦君	8番	遠藤喜二君
10番	渡邊淳君	11番	佐藤梶信君
12番	歌川渡君	13番	仁田秀和君
14番	岡崎正憲君		

欠席議員（1名）

4番 木村稔君

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
政策課長	青木ゆかり君
財政課長	小野勝洋君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
産業課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	鈴木英明君
水道事業所長	稲妻和久君

国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	菅井明子君
健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君
会計管理者	鈴木正実君
教育長	須藤清君
教育総務課長	佐藤浩明君
生涯学習課長	遠藤裕一君

事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木祐一君
同書記	鈴木一叶君
同書記	渡辺豊範君

議事日程 第1号

令和5年5月12日（金曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会議日程の決定
 - 日程第 3 議案第30号 令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）
 - 日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について「七ヶ浜町町税条例の一部を改正する条例」
 - 日程第 5 報告第 2号 専決処分の報告について「七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
 - 日程第 6 報告第 3号 専決処分の報告について「七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例」
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定

- 日程第 3 議案第 30号 令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について「七ヶ浜町町税条例の一部を改正する条例」
- 日程第 5 報告第 2号 専決処分の報告について「七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第 6 報告第 3号 専決処分の報告について「七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例」

午前10時00分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

本日5月12日は休会の日ですが、議事の都合により、令和5年七ヶ浜町議会定例会を再開し、5月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は11名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番熊谷明美議員、6番佐藤壮一議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和5年七ヶ浜町議会定例会5月会議の日程は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、5月会議の日程は本日1日間と決しました。

諸般の報告

○議長（岡崎正憲君） ここで、諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告の資料をお手元に配付しておりますが、若干説明を加えさせていただきます。

初めに、3月22日、23日の両日、二市三町議長団連絡協議会の視察研修が栃木県矢板市と福島県喜多方市で開催され、仁田秀和副議長と私が参加し、塩谷地区広域圏計画に基づく事業の取組や、ひとつづくり・交流拠点複合施設の運営などの研修を受けてきております。

3月28日、令和5年第1回塩釜地区消防事務組合議会定例会が開催され、組合議員であります佐藤壮一議員、仁田秀和議員が出席をしてきております。

次に、3月29日、令和5年第1回宮城東部衛生処理組合議会定例会が開催され、組合議員であります。

安倍敏彦議員、遠藤喜二議員が出席をしております。

次に、4月25日、宮城黒川地方町村議会議長会定例会議が開催され、私が出席をし、今年度開催予定の諸行事等について審議をしております。

次に、3月27日、4月27日に行われた例月出納検査の結果が監査委員より報告されておりますので、お目通し願います。

なお、本日の会議に説明のため出席している職員は、お手元に配付しているとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

提案理由の説明

○議長（岡崎正憲君） ここで、寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、令和5年七ヶ浜町議会定例会5月会議に提案いたしました議案等について説明をさせていただきます。

提案いたしました議案等につきましては、議案第30号の1議案、そして報告が3件でございます。

詳細につきましては後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明をさせていただきます。

初めに、議案第30号は、令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）であります。

補正の額は6,047万4,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ72億7,047万4,000円とするものであります。

歳出の内容としましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業であります。

主な財源としましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を充当しております。

次に、報告第1号七ヶ浜町町税条例の一部を改正する条例、報告第2号七ヶ浜町国民健康保

険税条例の一部を改正する条例、報告第3号七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例の3件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日付で施行されたことから、令和5年3月31日に必要な条文等の改正をしたことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をするものでございます。

以上、提案いたしました議案等について説明申し上げましたが、慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

—

日程第3 議案第30号 令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第3、議案第30号令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） それでは、議案第30号令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

まず、第1条として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,047万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億7,047万4,000円に定めようとするものであります。

今回の補正の内容は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業と、低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金支給事業の2つの案件で、いずれの事業も物価高騰の影響が大きいとされる低所得世帯と低所得の子育て世帯への負担軽減を図ることを目的とした国の政策によるもので、国のコロナ対策予備費を財源としたものであります。

それでは、歳入について説明いたします。

6ページをお開きください。

まず、15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金4,746万2,000円は、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた非課税世帯等に対する重点支援給付金の財源と、交付されます電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業費事務費補助金で、補助率については10分の10であります。

2目民生費国庫補助金1,301万2,000円の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対する特別給付

金の財源として交付されます子育て世帯支援特別給付金事業費事務費補助金で、補助率は同じく10分の10であります。

次に、歳出について説明いたします。

7ページを御覧ください。

3款1項10目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業費4,746万2,000円は、令和5年度住民税非課税世帯と家計急変世帯等に対して1世帯当たり3万円を給付するもので、給付金の総額は4,500万円で、1,500世帯分を計上しております。残りの246万2,000円については、事務費、人件費であります。

次に、2項15目低所得の子育て世帯に対する子育て世帯支援特別給付金支給事業費1,301万2,000円は、前年度に実施しました給付金の受給者などに対しまして、児童1人当たり一律5万円を給付するもので、給付金の総額は1,200万円、児童240名分を予定しており、残りの101万2,000円は事務費、人件費であります。

なお、今回の支給対象要件につきましては、前年度実施した給付金の受給者と、それから児童手当または特別児童扶養手当の受給者や18歳以下の児童を養育する者で、新たに5年度に住民税が非課税または家計が急変し住民税が非課税相当の収入となった方となっております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点でございます。議案書7ページの歳出、3款1項10目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業費について伺います。

先般の全協でございますが、説明では、事業の流れにつきまして、1回目の支給予定として7月下旬を予定されているとのことでした。現状、御承知のとおり電力、ガス、食料品の価格高騰により家計負担が大変増えている状況でございます。大変に苦勞を強いられているという状況でございます。そういったことから速やかな支給が求められるということになると思いますが、本町としての今後の実務的な作業であったり、そういったことがありましたら御説明をいただきたいと思っております。その7月下旬となる見通しの根拠について伺います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今、御質問いただいた点について御説明させていただきます。

今後のスケジュールの予定になりますが、6月の下旬に非課税世帯の方に対しまして御通知を送らせていただく予定と考えております。

今回の制度につきましては、令和5年度の課税状況を基に対象者を確認させていただくとい

うことになっておりますので、その課税情報の確定が6月の中旬以降になるため、6月のその後の作業ということで、6月の下旬に皆様に通知を送らせていただく予定としております。その後、7月の通知を送らせていただいた後、7月の下旬に1回目の支給を考えております。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） これまでもコロナ関連のこういった交付金については、速やかに、至急行き渡るように、周知徹底なども丁寧な対応をされていると理解をしております。今回についても、可能な限り速やかに支給をすることによって理解してよろしいものなのかどうか。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今回につきましては、昨年度も同様の事業を行っておりまして、令和4年度の給付金で受給になった方で今回も受給の対象になった方につきましては、通知は送らせていただくんですけども、改めての申請はいただかないという形で、こちらから支給させていただくという形を取らせていただきたいと思いますと考えております。できるだけ速やかに支給をさせていただきたいと考えております。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。

ほかにございませんか。小林議員。

○2番（小林倫明君） 1点です。8ページ、3款2項15目18節補助金の、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金についてです。

こちら、昨今、価格高騰により、卵の値段も倍値など食料が高騰していますが、食べ盛りの子供たちのために支給対象者以外に町独自の支援策、そういったものを考えなかったのか伺いたと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） ただいまの御質問に回答いたします。

今回の低所得の子育て世帯に対する特別給付金事業については、国の給付金支給要綱に基づき支給するものです。町独自の給付金については実施いたしません。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。小林議員。

○2番（小林倫明君） する、しないというより、そういうものを考えなかったのかということをお聞きしたかったのですが。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。いいですか。ちょっと待ってください。じゃあ、副町長から。

○副町長（平山良一君） 政策的なことでもありますので、私から回答申し上げたいと思います。

御質問のことにつきましては、検討させていただきました。ただ、今後コロナ交付金とかいろいろなものが出てくる可能性があるのではないかということで、今回は国の制度なりそういった方針にのっとって補正をさせていただいたということでございますので、もう少し時間がかかるということで御理解いただきたいと思います。（「分かりました」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

—

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について「七ヶ浜町町税条例の一部を改正する条例」

○議長（岡崎正憲君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告について「七ヶ浜町町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（遠藤 衛君） それでは、報告第1号専決処分による七ヶ浜町町税条例の一部を改正する条例の内容を説明いたします。

議案書9ページを御覧ください。

改正理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、原則として令和5年4月1日から施行となったことに伴い、町税条例の改正が必要になったものであり、地方自治法第180条第1項に規定する議会の権限に属する軽易な事項の指定についての1に該当するものであるため、専決処分としたものでございます。

今回の改正につきましては、個人住民税につきましては、森林環境税の導入に伴い森林環境税の賦課徴収の方法について規定する改正、軽自動車税については、環境性能割の税率区分の見直し、種別割の区分変更、固定資産税については、大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設、そのほかは関係法の施行に伴う文言の修正並びに引用条項の項番号ずれの改正となっております。

今回の改正の概要につきましては、別冊の議案参考資料に基づき、条文の読み上げは割愛し、主要な部分のみ説明いたします。

それでは、別冊の議案参考資料の1ページ、新旧対照表を御覧ください。

条例第34条の9、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除第2項については、森林環境税が令和6年度から課税が開始されることに伴い、文言を追加するものでございます。なお、森林環境税につきましては、個人に対して課税される国税でありまして、年額1,000円を個人住民税と併せて賦課徴収するようになります。

次に、条例第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、第2項については、第2項以降を1項ずつ繰り下げ、新たに第2項を追加するものであります。なお、追加する第2項につきましては、前年に提出した扶養親族申告書の申告内容に移動がない場合には、扶養親族の氏名等を省略し、移動がない旨を記載した申告書を提出することができるように、記載の簡素化が図られるものでございます。

次に、議案参考資料3ページを御覧ください。

条例第38条、個人の町民税の徴収方法、第3項については、森林環境税の賦課徴収の方法について規定したものであります。

次に、条例第41条、個人の町民税の納税通知書については、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税を追加するものになります。

次に、議案参考資料の4ページを御覧ください。

条例第44条、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収については、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得税割額及び均等割額に森林環境税を含む旨を規定するものであります。

次に、議案参考資料の10ページを御覧ください。

条例第48条、法人の町民税の申告納付及び11ページ、条例第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付手続については、法人町民税の申告手続において様式が追加されるものになります。

次に、議案参考資料12ページを御覧ください。

条例第82条、種別割の税率、第1号については、道路交通法の一部を改正する法律によりまして、電動キックボードについて、これまで原動機付自転車として区分されていましたが、特定小型原動機付自転車という車両区分が新設され、そこに区分されるものになります。

次に、議案参考資料の15ページを御覧ください。

条例附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合については、固定資産税の課税標準の特例割合を市町村条例に定めるもので、わがまち特例と言われるものになります。第3項から17ページの第25項までの引用条項の項番号ずれを改正し、次に第27項を削り、新たに27項を追加するものになります。なお、追加する27項は、大規模の修繕が行われたマンションについて、固定資産税の課税標準の条例で定める特例割合を3分の1と規定するものでございます。

次に、条例附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告については、第12項から第13項を1項ずつ繰り下げ、新たに12項を追加するものでございます。なお、追加する12項は、大規模の修繕が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告について規定したものでございます。

議案参考資料の24ページを御覧ください。

条例附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税及び附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例、第3項については、法改正に合わせて環境性能割の臨時的軽減措置の規定が削除されるものでございます。

次に、議案参考資料の25ページを御覧ください。

条例附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例については、環境性能割の見直しと併せてグリーン化特例の適用期限が3年延長されたことにより、当該規定が法改正に合わせて整備され、第3項から6項を削除するものでございます。

次に、議案参考資料の30ページを御覧ください。

条例附則第25条、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例については、一部文言を削除するものでございます。

次に、議案書に戻っていただいて16ページを御覧ください。

この条例の施行期日は、原則令和5年4月1日からとなっておりますが、附則第1条第1号から3号については各号に掲げる日からの施行となります。

以上、主な改正内容の報告、説明となります。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、質疑を打ち切り、本報告について終了いたします。

—

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について「七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

○議長（岡崎正憲君） 日程第5、報告第2号専決処分の報告について「七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、報告第2号専決処分の報告について「七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の内容を御説明いたします。

議案書は19ページ、20ページをお開きください。

今回の改正の理由としましては、このたびの税制改正により、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日より施行されたことに伴い、条例の改正が必要となったものであり、19ページでございますとおり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分としたものであります。

主な改正内容は、課税限度額の引上げと5割軽減、2割軽減の基準額の引上げであります。

それでは、別冊の議案参考資料に基づきまして説明いたします。

議案参考資料31ページを御覧ください。

第2条及び第23条の改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を20万円から22万円に引き上げ、改正後の地方税法施行令の規定と同額にするものです。

次のページを御覧ください。

同条第1項第2号及び第3号の改正は、軽減判定所得の算定において被保険者等の人数に乘ずる金額を引き上げるものであり、第2号は5割軽減について28万5,000円を29万円に、第3号は2割軽減について52万円を53万5,000円に改正し、いずれも改正後の地方税法施行令の規定と同額にするものであります。

次の33ページを御覧ください。

第23条の2の改正につきましては、第24条の2を第24条の2第1項に改めるものであり、文言の整理であります。

次の第24条の2の改正は、特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を具体的に規定し直すものであり、こちらも文言の整理であります。

次に、34ページから39ページの附則第2項から附則第13項までの改正につきましては、第23条第1項を第23条に、同項を同条第1項に改めるなど、いずれも文言の整理であります。

議案書にお戻りいただきまして、議案書の20ページを御覧ください。

附則第1項のとおり、この条例の施行期日は令和5年4月1日からとなります。

以上、改正内容の御説明となります。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 7点ほど質問させていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 7点ですか。じゃあ、まず3点お願いします。

○12番（歌川 渡君） 第2条3項ただし書中、20万円を22万円に改める、この点について5点質問しますが、最初に3点質問させていただきます。

まず第1点は、説明にありました、この条項は各医療保険に加入されている被保険者、ゼロ歳児から74歳までの方が負担する課税額であります。20万から22万に増額となったことは、加入されている被保険者の新たな負担増ということで理解していいのでしょうか。

2点目、この条項は後期高齢者の支援金に当たるものですが、後期高齢者に伴うこの支援金の保険税の改正は令和4年度と令和5年度の2か年での算出によって県から定められている額だと理解しておりますが、この5年度で増額になったその根拠について、改めてその点、説明を求めたいと思います。

3点目、この後期高齢者支援金等課税額の決定は、先ほど言いました宮城県後期高齢者医療広域連合議会で令和4年度から令和5年度までの医療費等の支出に伴う各市町村への負担金となっておりますが、この支援金等課税額の増額の決定には、七ヶ浜町議会選出の公明党熊谷明美議員は賛成の立場を取ったと聞いておりますが、確かなのでしょうか。その点、伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ただいま3点いただきました。ごめんなさい、2点目がちょっとよく分からなかったんですが、まず回答させていただきます。

第2条第3項のただし書中、20万円を22万円にする改正でございますが、こちら限度額の引上げでございますので、高所得者の方の税額が上がり、それによって中間層の方々の負担を抑えるという趣旨でございますので、高所得の方については増になりますが、中間層の方については抑制されるということで御理解いただければと思います。

いずれの改正につきましても、地方税法施行令の規定に基づく改正でございますので、負担

の適正化ということで認識しております。一概に増ではないということで御認識いただければと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 今、2つやったんですね。（「3点」の声あり）

3点目ですが、本質問につきましては後期高齢者議会での内容になりますので、当局が回答できる状況ではないと思いますので、本件につきましては却下させていただきたいと思います。

（「2点目は」の声あり）

2点目まで今言いましたよね。2点目まだだったっけ。（「2点目分かんないとかって」の声あり）ごめんなさい、じゃあ2点目。

○町民生活課長（宮下尚久君） 申し訳ございません。2点目については増額になった理由についてということではよろしかったでしょうか。

理由につきましては、地方税法施行令の改正によりまして、施行令の額が変更になったことに伴い、納税者の方々の負担の配分につきまして、高所得者の方々により負担をしていただいて、中間層の方々の負担を軽減するということの法令の改正の趣旨にのっとっての改正でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） それでは、1点目からどうぞ。

○12番（歌川 渡君） 1点目、2点目まとめて。

要するに、後期高齢者医療制度の令和4年度、5年度の保険料というのは、それぞれ各全国の都道府県によって算定されております。その中の均一保険料率と年額率、あとは被保険者1人当たりの平均保険料等々がもう4年度と5年度で定められている事業であります。その中で、この法の改正にも提示されたのであれば、当然その内輪の中で、加入者の負担の増ではなくて、後期高齢者広域連合事業の中での財政的な負担をすべきではなかったのかと思いますが、その点の考えはなかったのかどうか、報告はなかったのかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） どうしますか、どちらから。じゃあ、平山副町長。いいですか。じゃあ、財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） この2万円の増額につきましては、国の制度と指導なりに基づいてやっているということなので、市町村が決定する云々というよりも、国なり県なりの指導に基づいて行った改正でありますので、その点を御理解願いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）そうしたら、4点目、入ってく

ださい。今、質問、1点目、2点目のやつ。（「全部で7点あるので、今度4点目から」の声あり）ごめんなさい。失礼しました、そうでしたね。

ほかに質疑ございますか。（「なし」の声あり）それでは、歌川議員、4点目に入ってください。

○12番（歌川 渡君） 担当課で説明できかねるかもしれませんが、この支援金の法的な決定による増額だということであります。そこで、宮城県後期高齢者医療広域連合での令和3年度の会計収支決算状況について、歳入歳出の総額等について、あと差引き額について、報告がされているのであれば求めたいと思います。

5点目、同じくこの宮城県後期高齢者医療広域連合議会の令和3年度における財政調整基金と積立額の報告等があれば説明を求めたいと思います。

次の6点、7点については、この23条の項に移りますので、ここだけにさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 了解しました。

まず、広域関係の内容なんですが、答えられますか。こちらに報告を受けている分の内容については報告できますか、回答。資料がない。では、副町長から。

○副町長（平山良一君） それでは、私から回答申し上げますが、広域連合からの通知なりそういった報告は受けておりませんので、それを回答とさせていただきたいと思います。（「了解」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） いいですね。（「はい」の声あり）

それでは、ほかに質疑ございますか。（「なし」の声あり）ありませんでしたら、歌川議員、残りの2問お願いします。

○12番（歌川 渡君） 続きまして、第23条の中の同項の後半、同項第2号中、28万5,000円を29万円に改め、同項第3号中、52万円を53万5,000円に改めるについて、2点ほど質問させていただきます。

この条項については説明がありました。5割及び2割軽減基準額の見直しであります。その点では一定評価するものでありますが、そこで、この見直しに伴うその財源はどのように確保されているのかどうか。そして、その財源の中には国や県の負担、支援がされているのかどうか。その2点、伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 23条の2の改正について、28万5,000円を29万円に引上げ、52万円を53万5,000円に引上げと、5割軽減、2割軽減についての基準額の引上げについての御

質問ということでございました。

基準額を引き上げるということで、2割軽減、5割軽減に該当する世帯が理屈上は増えるということで、その財源はどうするのかということでございます。財源につきまして、国、県からの支援がございました。いずれも保険基盤安定負担金で措置されまして、国2分の1、県4分の1があてがわれるということになります。町の手出しとして一般財源から4分の1があてがわれるということになります。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。（「いいです」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。本報告について終了いたします。

日程第6、報告第3号……（「議長、討論」の声あり）ごめんなさい、失礼しました。（「びっくりしちゃった」の声あり）そうですね。分かりました。

本件に関しまして反対討論ございますか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

報告第2号専決処分の報告について「七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、反対の立場で討論いたします。

初めに、5割及び2割軽減措置の拡大を図ったことは評価するものでありますが、74歳以下の被保険者の後期高齢者支援金等の増額がされたことから反対するものであります。

1つは、昨年度からの食料品をはじめ私たちの生活必需品の相次ぐ値上げ、2つに、5月から新型コロナウイルス感染症が第5類に変更されたことにより、住民の方々の感染に対する医療体制や医療費負担増、医療費自己負担などの不安が蓄積される今日、住民の生活の新たな疲弊が心配される中で、住民の負担増は行うべきではなく、後期高齢者医療広域連合での積立てされた基金約67億円、これを計画的に取り崩し、それぞれの市町村の負担分、国、県の応分の負担はもとより、市町村の負担の軽減をすべきではなかったのかと思います。その点が十分反映されてなく、住民負担の新たな増のこの事業については反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。

報告第2号専決処分の報告について「七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、賛成の立場で討論いたします。

今回の条例改正は上位法の改正に伴うもので、後期高齢者医療制度が安定的に運営されるために必要な改正であり、公平で適正な税制改正であります。今後も被保険者が必要な医療を安心して受けることができるように、本町におきましては引き続き周知徹底を図ることなどを期待いたしまして、賛成といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

—

日程第6 報告第3号 専決処分の報告について「七ヶ浜町都市計画税条例の一部を
改正する条例」

○議長（岡崎正憲君） 日程第6、報告第3号専決処分の報告について「七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（遠藤 衛君） 報告第3号専決処分による七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例の内容を説明いたします。

議案書21ページを御覧ください。

改正の理由につきましては、報告第1号と同様で、関係法律等が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日より施行されることに伴い、地方自治法第180条第1項に規定する議会の権限に属する軽易な事項の指定についての1に該当するものであるため、専決処分としたものであります。

改正内容につきましては、条文の読み上げは割愛し、別冊の議案参考資料に基づき説明いたします。

議案参考資料41ページ、新旧対照表を御覧ください。

附則第2項から第6項については、関係法令の引用条項の項ずれに伴う改正であります。

次に、議案参考資料42ページを御覧ください。

附則第17項については、引用条項の番号ずれを改正し、新たに引用条項第46項を追加するも

のでございます。なお、追加する引用条項第46項は、バス事業者がEV、電気自動車バスを導入するために充電設備を取得した場合、その用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税を軽減することができるように規定するものでございます。

いずれも関係法令の引用条項の追加及び項ずれによる改正でございます。

議案書23ページを御覧ください。

この条例の施行期日は、附則第1項のとおり令和5年4月1日でございます。

以上、主な改正内容の報告、説明となります。

○議長（岡崎正憲君）これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を打ち切り、本報告について終了いたします。

以上をもって、5月会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は、明日5月13日から12月28日までの229日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君）異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は、明日5月13日から12月28日までの229日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時53分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和5年5月12日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員